

(議案に対する修正案の提案理由及び内容の説明)

ただいま提出致しました市議案第59号令和2年度豊中市一般会計補正予算第5号に対する修正案について、提案の理由及び内容の説明を致します。まず、歳出のうち、款2 総務費、項1 総務管理費の補正額を6864万1000円から6464万1000円に400万円減額するとともに、歳入のうち、文化芸術振興基金からの繰入金400万円を減額するもので、これは、地域の人々を元気にする文化芸術作品等制作を助成するためとして組まれた補正予算を減額するものです。その理由としましては、文化芸術活動の推進やアーティスト等の活動支援はとても重要かつ必要なことと認識しており、可能な限り、活動支援には尽力して頂きたいと思う一方、今回の事業内容は、第1に、審査の基準が曖昧であり、納税者、市民に対して十分な説明が出来ないと考えます。実際に、6月9日に開催された総務常任委員会での質疑において、審査の基準や助成対象に関する質問に対し、市は「総合的に判断する」との答弁を繰り返され、具体的な判断指標や審査基準を示されませんでした。第2に、事業を実施するタイミングや緊急性についても疑問があります。今回の事業は、新型コロナによって生活が困窮している方を対象とした補助金ではないことから、新型コロナ関連緊急対策として提案されているものの、今すぐに事業を実施しなければならない緊急性は必ずしも高くないように思います。また、今回の事業では、緊急事態宣言下で行われていた活動は対象とならず、緊急事態宣言下で、外出を抑制され、自宅での生活を余儀なくされていた市民の方々を元気づけた作品も少なからずあるように思いますが、なぜ、緊急事態宣言解除後のこれからの作品に限定されるのか、疑問です。第3に、新型コロナ感染症の緊急対策というのであれば、アフターコロナ、ウィズコロナをより意識した、作品や活動、つまりは、オンライン上での作品や活動への助成に限定するべきではないかと考えます。そうでなければ、既存の文化芸術振興助成金との違いが不明確ではないかと思えます。以上のことから、今回の事業の趣旨は一定理解するものの、本事業の財源は、文化芸術振興基金からの繰り入れですし、事業の緊急性が必ずしも高いという訳ではないことから、曖昧な部分が多いままで、急いで実施してしまうのではなく、もう少し、対象者や対象作品等を絞り、審査基準の明確化を図ること、事業のねらいや目的をより分かりやすいものにするなど事業内容を精査した上で、再度、提案された方が、市民納税者の納得や理解が得られ、喜ばれ、効果の上がる事業となるのではないかと考えますので、本事業に係る補正予算については一旦、減額修正するものです。

次に、歳出のうち、款3 民生費、項1 社会福祉費の補正額を2億699万円から9409万円に1億1290万円減額し、項2 児童福祉費の補正額を7845万4000円から7345万4000円に500万円減額するものです。併せて、歳入のうち、款19 繰入金 項2 基金繰入金の補正額から同額を減額するもので、これは、高齢・障害サービス事業所職員への特別給付金及び障害児通所支援事業所職員への特別給付金の支給をするために組まれた補正予算を減額するものです。その理由としましては、市として、介護・福祉の提供体制の維持、強化を図るために、高齢・障害サービス事業所及び障害児通所支援事業所で従事する職員を支援するための特別給付金を支給しようと考えられ、この補正予算案を提案されたことは理解も評価もしますが、この間、国でも同様の施策、事業の実施を検討されてこられ、このほど国の第二次補正予算が成立し、市が提案されている今回の事業と、給付金(慰労金)の支給対象者が同様で、支給額は

市よりも大きい新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が支給されることになりました。国や府の事業がない中で、今回の市の事業を検討され、提案されたことは理解も評価もするものですが、国において、市の事業とほぼ同内容で、規模の大きい事業の実施が決定した現段階においては、事業実施の必要性がなくなったとまでは言わないものの、少なくとも優先順位は下がったのではないかと思います。新型コロナウイルス感染拡大により、まだまだ支援が必要な市民や事業者が少なからずおられる一方で、市の財源には限りがあることから、今回の事業は市の財源で約1億2千万円にもなることから、一度、財政調整基金に戻し、より優先度や緊急性の高い事業に活用すべきと考え、減額修正するものです。